平成２１年（フ）第３９２号
茨城県鉾田市串挽2069番地１
債務者　斉藤　　弘
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４００号
水戸市見和１丁目359番地の６　県営桜ヶ丘アパート10棟201号
債務者　佐藤美智子（旧姓臼井）
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４０２号
茨城県常陸大宮市東富町436番地の１
債務者　薄井　俊彦
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７５４号
京都府城陽市久世里ノ西201番地の７
債務者　重富　和子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９５３号
京都市左京区下鴨下川原町27番地３椎村方
債務者　松宮　嘉男
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４０号
京都市伏見区桃山町大島38番地の２　桃山南団地６棟103号
債務者　レストランＳＨＯＧＯＩＮこと　三隅信幸
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９７号
京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交運株式会社内
債務者　甲斐　修一
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５０号
京都市北区衣笠東尊上院町10番地　ロイヤルコテージ尊上院１－Ｃ
債務者　伊藤　克美
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
広島市南区翠５丁目18番24号
債務者　堀　　吉波
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９３３号
広島県東広島市西条町下見4262番地１菅原アパートＡ棟207号
債務者　三好　　翔
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９７３号
広島県東広島市八本松南５丁目８番３号北欧ハイツ101号、住民票上の住所広島県呉市焼山北１丁目20番21号
債務者　浜野　　慶
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１６号
香川県坂出市室町２丁目６－15　室町マンション301号、住民票上の住所香川県観音寺市三本松町４丁目２番16号
債務者　平口　貴子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１１７号
香川県丸亀市飯山町東坂元1687番地10
債務者　辨木　冴恵
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２０９号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田136－15　リヴィーナ136―102号、住民票上の住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲1680番地13
債務者　山本加奈子
１　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８０号
鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝665番地１－１－403号
債務者　壽藤　邦子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第２５７号
沖縄県那覇市楚辺２丁目28番９号　上間ビル301
債務者　森田　旬未（旧姓宮西・櫛田）
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７６号
群馬県みどり市笠懸町久宮258番地　清水第１ハイツ11
債務者　千木良　基
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
　　前橋地方裁判所桐生支部